

令和5年度

# 校 則



沖縄県立本部高等学校

〒905-0214 本部町字渡久地3 7 7 番地

T E L (0980) 47-2418

F A X (0980) 47-2439

# 沖縄県立本部高等学校校則

- 第1条 生徒は教育課程上の授業等を含め、行事等の特別活動、清掃等の校内活動等に対して、真摯に取り組まなければならない。
- 第2条 生徒は学校生活を送る上で、他者を価値ある存在として尊重し、課題解決については対話を持って協働しながら取り組まなければならない。
- 第3条 生徒はその行動や態度により、自己及び他者の学び、安心・安全を妨げ、他者を不快にしてはならない。
- 第4条 各学期の評価については詳細を内規に定めるものとし、その内容については年度当初に公開されるものとする。
- 第5条 当該教科・科目を履修し、十分な学習成績があるものの単位は学校長により認定される。詳細については内規に従うものとする。
- 第6条 当該学年の教育課程を全て履修したものは原則として進級することとする。詳細は内規に従うものとする。
- 第7条 本校の定める教育課程をすべて履修し、74単位以上修得したものは卒業を認定される。詳細は内規に従うものとする。
- 第8条 外国留学を希望する生徒は所定の書類を学校長に提出し、許可を受けなければならない。手続きや留学許可の条件等、詳細については内規に従うものとする。
- 第9条 上級学校または企業等へ学校推薦を希望する生徒は所定の書類を提出し、許可を受けなければならない。手続きや選考方法・基準等、詳細については内規に従うものとする。なお、在学中に懲戒指導を受けたものは原則推薦を受けることができない。
- 第10条 次の各号に掲げる理由のために出席しなかった時は、「出席停止・忌引等」とする。出席簿には一日単位の日数で忌引等の欄に記録する。
- ア 懲戒による停学の場合
  - イ 選抜のための学力検査受験等の場合
  - ウ 学校保健法第12条による出席停止
  - エ その他、法令の定めにより校長が出席停止を命じた場合
  - オ 忌引（忌引の日数は沖縄県立高等学校管理規則に準拠する）
- 2 忌引の取扱いを受けようとする生徒は、所定の様式の忌引届をホームルーム担任に提出しなければならない。
- 第11条 次の各号に掲げる理由で欠席する場合、届出により「出席扱い」とし、当該生徒の不在中に行われていた授業のすべてに「出席」したものと取り扱う。
- (1) 学校代表として対外競技、会合等に出席する生徒で事前に認められたもの
  - (2) クラブ発表、生徒会行事等に特別に従事する生徒で、事前に認められたもの
  - (3) 生徒指導、調査等で学校内での呼び出しを受けたもの
  - (4) 職員会議で了承の得られた保健室やカウンセリング室等の別室登校したもの
  - (5) 教育庁が主催（共催）するもの。又、他団体の公文（依頼）があり職員会議で承認を得たもの
  - (6) その他職員会議で認められたもの
- 2 「出席扱い」の取扱いを受けようとする生徒については、ホームルーム担任、顧問（引率）教師、または関係教師が事前に職員朝礼等で校長の許可を得なければならない。
- 第12条 前条の内容以外で、病気その他やむを得ない事由により欠席しようとする生徒は、保護者等から事前に学校に電話連絡、または事前に（やむを得ない場合は直後直ちに）届け出なければならない。ただし、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。
- 第13条 学年途中の休学期間（進級の規定に抵触しない範囲）、また休学取消しを願い出て復学を認められた場合のその欠席期間は、届出の病休、または届出の事故欠として取り扱う。
- 第14条 欠課・早退については、以下のように扱う。
- (1) 授業に出席しなかった生徒は、当該授業の欠課とし、早退によるものは、当該数の時間の授業の欠課とみなす。
  - (2) 行事等の際の早退による欠課は、時間の多少にかかわらず欠課1回として取り扱う。
  - (3) 病気または通院のために早退、欠課しようとする生徒は、養護教諭の診断を受け、その旨、学校に届けなければならない。
  - (4) (3)以外の事由で早退、欠課しようとする生徒は、その旨、学校に届けなければならない。
  - (5) 授業開始20分以降の出席は欠課とみなす（LHR、総合的な探究の時間も含む）。

第15条 遅刻については、以下のように扱う。

- (1) SHR(朝の読書)の始業時刻にホームルーム所定の教室に入室し得なかったものを SHR の遅刻とする。
- (2) 平常の場合、例えば2校時に遅れて登校した生徒については、SHR の遅刻とし、1校時の欠課とし、2校時の遅刻として取り扱う。以下同じとする。
- (3) 公用、公的交通機関の事故等、その他不可抗力の事由のために遅刻した生徒は学校に届出し、認められた場合、遅刻として取り扱わない。
- (4) 授業開始 20 分未満の授業参加は遅刻とみなす(LHR、総合的な探究の時間も含む)。但し、保健室使用者で保健室カードの提出があった場合、保健室退出後 5 分以内であれば、その限りではない。

第16条 部・クラブ活動の発足・活動・派遣については内規に従うものとする。詳細については、生徒の求めに応じて公開するものとする。

第17条 アルバイトについては以下の通りに扱う

- (1) 家庭の経済的理由でアルバイトに就労しようとする生徒は、届け出(許可願い、保護者等の承諾書、アルバイト先の証明書)を提出し、校長の許可を得なければならない。ただし、1年生に関しては一学期終業式まではアルバイトを禁止する。
- (2) 深夜業、危険有害業務、風俗営業、その他労働基準法の規制する業務を内容とするアルバイトへの就労は禁止する。

第18条 運転免許取得については以下の通りとする

- (1) 免許取得は夏休みに行くものとする。
- (2) 自動車教習所へ入校する際には、所定の「運転免許取得同意書」と「安全運転誓約書」を保護者等と連署の上、学校長へ提出する。
- (3) 夏休み明けに免許取得試験等(仮免・応急救護・卒検・本免)のために欠席するときは、年間の4回まで届出欠席として認める。ただし、学校行事、定期考査、実力テスト、追試期間および考査一週間前は認めない。
- (4) 「運転免許取得同意書」と「安全運転誓約書」の提出がないものについては、届出欠席の申請は認めない。

第19条 校長は、教育上必要があるときは生徒に懲戒を加える。但し体罰を加えることはできない。懲戒のうち、訓告、停学及び退学は職員会議に諮り、その結果を十分考慮した上で、処分は校長が行う。

第20条 訓告は、関係職員の立ち会いの下、校長から生徒へ訓告を与え、必要な場合は所定の期間、別室指導を科すものとする。

第21条 別室指導の期間中、当該生徒は学校の所定の場所において、学級担任、指導係及び関係職員の特別な生活指導及び学習指導を受けるものとする。

第22条 停学は、生徒及び保護者等の出席を求め、指導係及び関係職員の立ち会いの下、校長から訓戒を与え、停学期間中、生徒の授業への出席を停止するとともに保護者等連署の誓約書を提出させるものとする。停学は原則として自宅で行い、その期間、生徒には日誌・課題等を科すものとする。

第23条 懲戒指導に関する細則(訓告・停学の期間等)については、別に定める。

第24条 訓告(別室指導)・停学の処分を受けた生徒は、所定の指導期間を終え、十分反省していると学校長に認められた場合は、指導を解除される。

第25条 訓告(別室指導)・停学の解除は、生徒及び保護者等の出席を求め、学級担任、指導係及び関係職員立ち会いの下、校長から停学解除の言い渡しを行い、保護者等連署の誓約書を提出させる。

第26条 訓告(別室指導)・停学の処分を受けた生徒は十分反省が認められない場合、停学等の期間を延長される。

第27条 退学は、次の各号の一に該当するものに対して行い、生徒及び保護者等の出席を求め、学級担任、指導係及び関係職員の立ち会いの下、校長から訓戒を与え、退学の勧告を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第28条 懲戒により退学した者が再入学を願い出た場合、職員会議に諮り、その結果の上、校長が認めた場合は、相当学年に再入学することができる。

第29条 成績・勤怠等について下記に該当する生徒はカウンセリング等を受けなければならない。詳細は別に定める。

- (1) 正当な理由のない遅刻・欠課・欠席をしたもの

(2) 遅刻・欠課・欠席の回数が著しく多いもの

(3) 著しく成績が不審、又は未履修科目が多いもの

第30条 欠席しようとする生徒は、保護者等より担任もしくは学校に連絡を行わなければならない。

第31条 不正行為・校則違反・公序良俗に反する行為が認められた場合は、原則、カウンセリング指導及び訓告(別室指導)を受けなければならない。

第32条 刑法・道路交通法等を含めた犯罪行為が認められた場合は、原則、訓告・停学・退学とする。

第33条 指導拒否・その他の生徒の本分に反する行為が認められた場合は、原則、訓告・停学・退学とする。

第34条 本校生徒の校内での服装は「附則2 制服」を基本とする。また、服装は自己及び他者の学び、安心・安全を妨げ、他者を不快にするものであってはならない。

第35条 校内外で行われる式典・学校を代表する会議等については、「附則3 正装」を厳守すること。

第36条 問題行為・違反行為に対する口頭指導に従わない場合は、指導拒否とみなす。

第37条 本校生徒の携帯電話を含めたデジタル機器の利用については自己及び他者の学び、安心・安全を妨げ、他者を不快にするものであってはならない。

第38条 生徒は下記の事項を禁止する

(1) 通学(行事・課外活動・部活動も含む)を目的にオートバイ(自動二輪)等や自動車を使用すること。平日 AM8:00~PM5:00における使用も同様とする。

(2) 通学におけるノーヘルメットでの自転車利用

(3) 校内への漫画、雑誌、カード類、ゲーム機等の一切の持ち込み

(4) 入れ墨(タトゥー)を入れる行為

(5) 始業時から終業時間の携帯電話・スマートフォンの利用  
ただし、昼食時間、学校行事においては高校生としての節度を守った使用においては、この限りではない。又、それ以外のやむを得ない事情で利用する場合で、教師の許可をもらい立ち会いのもと使用することも同様とする。

(6) 許可・了承のない撮影・録音すること。

(7) 許可なく学校備品等の利用及び充電すること。

第39条 (校則の改正)本校則については、必要かつ合理的な範囲内で改正され、教職員、生徒、保護者の意見を十分反映しながら、見直さなければならない。

第40条 (校則改正の手順)本校則の改正については生徒・教職員・保護者より広く意見を集め、年に1回開催される校則改正委員会にて協議・検討した後に、委員会の過半数を得た案を校長に提案する。

第41条 校長は改正委員会の提案について承認した場合、校則を改正する。

第42条 校長は改正委員会の協議の結果を尊重することを基本とするが、協議での結果と異なる決定をする場合は、教職員や生徒、保護者へその理由を説明しなければならない。

第43条 校則改正委員会の構成は次の通りとする。

・委員長はPTCA会長 副委員長は生徒会長・教頭とする。

・生徒会執行部(4名)生徒会執行部以外(6名)保護者(5名)教職員(5名)

なお、委員長・副委員長はこれに含まれることとする。

第44条 (期限付き改正)本校則について、期限をつけて修正・追加・削除を行う場合は生徒、教職員からの発議を受けて行うことができる。この場合、期限は最長で直近の校則改正委員会が開催されるまでとする。

第45条 前条における発議がある場合は、全校会議(全教職員・全生徒参加)により意見を求め、その結果をもとに教職員・生徒の代表者(各2名)で構成する校則改正小委員会で協議し、校長へ提案する。

第46条 校長は小委員会の協議の結果を尊重することを基本とし、承認する場合は期限をつけて校則を改正する。承認しない場合は小委員会へその理由を説明しなければならない。

第47条 (軽微な改正)校長は文言の修正、内容の修正(法改正等の社会的合理性のあるもの)等の軽微な改正を行うことができる。

第48条 (公開)本校則を改正した場合は、いかなる改正であっても生徒、保護者、教職員はもとより、広く外部に公開しなければならない。

## 附則 1 本部高等学校生徒心得

### 1 礼儀について

- (1) 学年・年齢の別なく、お互いの親愛理解と尊敬の表れとして、常に敬愛の念をもって相手と接し、しっかりと挨拶を交わすようにする。
- (2) 授業の開始、終了時には服装を正し、教師へ挨拶する。
- (3) 職員室等では、挨拶、氏名を述べて入室する。
- (4) 学校来訪者に対しては挨拶をする。

### 2 言葉づかい及び態度について

- (1) 高校生としての誇りを持ち、相手の人格を尊重する丁寧な言葉づかいを心がける。
- (2) 常に冷静で親切な態度を心がける。

### 3 校外生活について

- (1) 学校の内外を問わず、本部高校生としての誇りをもち、常に責任ある行動を心がける。
- (2) 学校の内外を問わず、飲酒及び喫煙等の法令違反の行為をしないこと。
- (3) 高校生としてふさわしくない場所（飲食、娯楽、遊技場など未成年者立入禁止場所）への出入りをしないこと。
- (4) 止むを得ず夜間外出するときは、保護者等の同伴する場合をのぞき、午後１０時までとする。
- (5) 事故、災害および伝染病が発生した場合は速やかに学校へ届け出る。
- (6) 諸会合、ピクニック、合宿、旅行、その他宿泊を要する研修会等に参加する場合、また止むを得ずアルバイトに就労する場合は、保護者等の承諾を得て、必ず学校に届け出ること。

### 4 交友の心得について

- (1) 向上し、協力し合う交友関係を目指していく。
- (2) 男女間の交際は、高校生としての節度を守るものとする。

### 5 学校内での一般的心得について

- (1) 学習は生徒の本分である。目標を定め、計画的、自主的な学習に努める。
- (2) 早目の登校に努め、午前８時４０分までには登校する。
- (3) 下校時刻は午後５時とする（ただし部活動は午後７時半までとする。残る必要がある場合は関係職員の許可を受けること）
- (4) 登校してから下校までの間は原則として校外に出ないこと。
- (5) 所持品は必ず記名し、保管に留意する。所持品の紛失、盗難、拾得は直ちにホームルーム担任に届け出ること。
- (6) 校舎、校具、学校図書館など施設備品は大切に取り扱い、万一破損した場合はホームルーム担任または関係職員に届け出ること。

#### (考査心得)

- 1 考査一週間前から期間中は、職員室（各教科の準備室も含む）、印刷室への生徒の出入りは、原則として禁じる。
- 2 考査期間中の座席は指定する。
- 3 考査中は物品の貸し借り、勝手な離席及び座席変更を禁止する。
- 4 不正行為の事実が認められた場合は、その科目の得点は０点とする。
- 5 当該科目の時間が終了するまで、答案の提出は認めない。

## 附則 2 制服

### (1) 季節に応じて下の如くに定め、本校の制服とする。

#### ア 夏（自５月上旬 至 11 月上旬）

- 上 衣……半袖又は長袖の白ワイシャツ又は白のポロシャツ（ワンポイント可）とする。  
シャツの裾は、ズボン又はスカートの中に入れる。
- ズボン……標準の学生用黒ズボンとする。
- スカート…本校指定のスカート。丈の長さは膝に掛かる長さ。

- ベルト……ベルトは、黒、紺、茶系のシンプルなものを使用し、華美（カラーベルト、派手なバックル等）なものは避ける。
- リボン ……本校指定のもの。
- ネクタイ……本校指定のもの。（ズボン着用時）
- 靴 ……運動靴または短靴とし、鋏（びょう）付き等、華美なものはさけ、スリッパ類では登校しない。

イ 冬（自 11 月上旬 至 5 月上旬）

- 上衣（A タイプ）……黒詰襟学生服。もしくは半袖又は長袖の白ワイシャツ又は白のポロシャツ（ワンポイント可）。学生服の着丈はベルトを覆い、前後どちらから見ても袖丈より長いもので、股下より上であること。学生服の下は、T シャツでも良い。
- 上 衣（B タイプ） ……本校指定のブレザー。ブレザーの下は本校指定の白長袖ワイシャツ又は白のポロシャツ（ワンポイント可）。シャツの裾は、スカートの中に入れる。
  - ・ ベルト、靴、スカート……夏と同様。 ズボン、ベスト、リボン ……本校指定のもの。
  - ・ ネクタイ……本校指定のもの。（ズボン着用時）

（２）本校生徒は社会的・常識的な服装を心がけること。

（３）疾病、負傷、寒冷等の理由により前に定める制服により難しい場合は、本人の申し出により学校長の許可を得て異装をすることができる。

### 附則 3 正装

- （１） 本校生徒の式典等での服装は「附則 2 制服」を基本とし、正装とする。
- （２） 正装は質素、端正を旨とし、生徒としての品位のあるものでなければならない。
- （３） 正装は社会的・常識的に考えて高校生らしく端正清潔を旨とし、華美な容儀を慎むよう心がけなければならない。
- （４） 疾病、負傷その他の理由により前条に定める正装により難しい場合は、ホームルーム担任を通じて職員会の許可を得て異装をすることができる。
- （５） 正装については下記の事項は禁止とする
  - ・ 染髪、パーマ、ライン、エクステ、そり等
  - ・ 口紅、マニキュア、アイシャドウ等の化粧
  - ・ ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪、ブレスレット等の装飾品

### 附則 4 生徒の懲戒に関する細則

- （１） 問題行動を起こした生徒の指導及び懲戒基準は別表 1 に準ずる。
- （２） 生徒の本分に反する行動には、校則違反、授業妨害・暴言・暴力行為、誹謗中傷、名誉毀損、肖像権侵害、個人情報漏洩等の行為も含める。
- （３） 喫煙には、同席した者、タバコ、ライターを所持している者も喫煙した者と同等に扱う。また、電子タバコ、加熱式タバコ等の使用においても同様の指導を適用する。指導にはカウンセリング指導（禁煙外来など）も行う。
- （４） 飲酒には、同席した者も飲酒した者と同等に扱う。また、ノンアルコールビール等も飲酒同様の指導を適用する。
- （５） 入れ墨（タトゥー・ヘナタトゥー等）の指導に関しては、除去治療を前提とした指導とする。尚、訓告言い渡しの際に、必ず保護者等からの同意を得ることが指導を受ける条件となる。
- （６） 過去の停学歴を参考に、2 回目以降の指導は、該当項目の 2 回目以降と同等に扱う。
- （７） 指導回数は、在籍期間における累計とする。
- （８） 「運転免許取得同意書」と「安全運転誓約書」の提出がない者が交通違反した場合は該当項目の 2 回目以降と同等に扱う。
- （９） 深夜徘徊及び出勤指導に関する段階指導は、別表 2 に準ずる。

別表 1

| 類                          | 回 数<br>項 目                  | 1回目                               | 2回目              | 3回目              | 4回目          | 5回目          |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------------------|------------------|--------------|--------------|
|                            |                             |                                   |                  |                  |              |              |
| 1.<br>不正行為・校則違反・公序良俗に反する行為 | 喫煙（喫煙同席・所持）<br>※（3）         | 訓告（別室指導）<br>5日間                   | 訓告（別室指導）<br>10日間 | 訓告（別室指導）<br>15日間 | 無期停学         | 職員会議<br>審議事項 |
|                            | 飲酒（飲酒同席）<br>※（4）            |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | カンニング（考査時の不正行為）             |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | 賭博行為                        |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | 車輛通学（同乗者も含む）                |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | 禁止された場所でのアルバイト（スナック・パチンコ店等） |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | いじめ（SNSを使用したものも含む）          |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | 入れ墨（タトゥー・ヘナタトゥー含む）          | 職員会議審議事項（除去しない場合）                 |                  |                  |              |              |
| 2.<br>刑法違反                 | 万引き・窃盗・恐喝（金銭せびり含む）          | 訓告（別室指導）<br>10日間                  | 訓告（別室指導）<br>15日間 | 無期停学             | 職員会議<br>審議事項 |              |
|                            | 万引き・窃盗・恐喝（被害程度の著しい場合）       | 無期停学                              | 職員会議<br>審議事項     |                  |              |              |
|                            | 強盗                          |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | 暴力行為                        |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | 器物損壊行為                      |                                   |                  |                  |              |              |
| 3.<br>道路交通法違反              | 青切符に該当する交通違反（初心2人乗り等）       | 訓告（別室指導）<br>5日間                   | 訓告（別室指導）<br>10日間 | 訓告（別室指導）<br>15日間 | 無期停学         | 職員会議<br>審議事項 |
|                            | 速度違反（赤切符）                   | 訓告（別室指導）<br>5日間                   | 無期停学             | 職員会議<br>審議事項     |              |              |
|                            | 無免許運転・無免許運転補助               |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | 飲酒運転（酒気帯び）・飲酒運転補助           |                                   |                  |                  |              |              |
|                            | 暴走行為（危険運転）及びそれに類する行為        |                                   |                  |                  |              |              |
| 4.<br>その他                  | 指導拒否                        | 訓告（別室指導）<br>5日間                   | 無期停学             | 職員会議<br>審議事項     |              |              |
|                            | 生徒の本分に反する行動                 | 内容を職員会議にて審議の上、同等の問題行動に準じた指導内容とする。 |                  |                  |              |              |

別表 2

| 類  | 回 数<br>項 目 | 1回目                    | 2回目         | 3回目                    | 4回目                 | 5回目                     |
|----|------------|------------------------|-------------|------------------------|---------------------|-------------------------|
|    |            | 生徒指導<br>嚴重注意           | 管理者<br>嚴重注意 | 訓告                     | 訓告（別室指<br>導）5日間     | 訓告（別室<br>指導）<br>10日間    |
| 5. | 深夜徘徊       | 6回目                    | 7回目         | 8回目～                   |                     |                         |
|    |            | 訓告（別室<br>指導）<br>15日間   | 無期停学        | 職員会議<br>審議事項           |                     |                         |
|    |            | 1回目～4回目                |             | 5回目                    | 7回目                 | 9回目                     |
|    | 勤怠指導       | 担任カウンセリング指導<br>（保護者連絡） |             | 生徒指導部<br>カウンセリ<br>ング指導 | 教頭カウ<br>ンセリ<br>ング指導 | 校長カウ<br>ンセリ<br>ング指<br>導 |
|    |            |                        |             |                        |                     |                         |

※ 勤怠指導は無届け欠席・朝の遅刻の回数（年度ごとでの累計）により指導段階が分かれる。

※ 職員会議審議事項は原則退学勧告とする。

## 附則 5 生徒会会則

### 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は「沖縄県立本部高等学校生徒会」と称する。（以下「本会」という。）第 2 条 本会は本部高等学校の全生徒をもって組織し、職員を顧問とする。

第 3 条 本会の決議は学校長の承認を得て効力を発する。

### 第 2 章 機関及び組織

第 4 条 本会に次の機関をおく。

- （１） 生徒総会
- （２） ＨＲ長会
- （３） 各種委員会
- （４） ホームルーム
- （５） 部活動
- （６） 選挙管理委員会

第 5 条 本会に下記生徒会役員をおき、これを「生徒会役員会」とする。

- （１） 会長 1 名
- （２） 副会長 2 名
- （３） 書記・会計 2 名
- （４） 庶務 若干名

第 6 条 生徒会役員の任期は、1 年とする。

第 7 条 生徒会長は全会員の直接投票により選出され、学校長がこれを任命する。

第 8 条 生徒会役員会は本会運営全般における執行機関であり、生徒総会、ＨＲ長会の決議及び規約に基づいて企画しこれを執行する。



## 第1節 生徒総会

第9条 生徒総会は全生徒をもって構成される本会の最高議決機関である。

第10条 生徒会長は任期中において少なくとも1回総会を開かなければならない。但し、次の場合には、校長の承認を得て、会長は臨時総会を開催することができる。

- (1) 全会員の3分の1以上の要請がある時
- (2) HR長会が必要と認めた時
- (3) 会長、および生徒会役員会が必要と認めた時

第11条 生徒総会は次の事項の審議決定及び経過報告をする。

- (1) HR長会で必要と認めた事項
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 会則制定及び改正
- (4) 生徒会役員会の提案事項
- (5) その他

第12条 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の場合は議長が決定する。

## 第2節 HR長会

第13条 HR長会は、次の事項を審議又は決定する。

- (1) 生徒会行事
- (2) 生徒会役員会及び各種委員会より提案された事項
- (3) その他必要な事項

第14条 HR長会は、各クラスのHR長をもって構成される。

第15条 HR長会は、必要があるときに生徒会長、または生徒会顧問が召集する。

第16条 HR長会の定足数及び議決は総会に準ずる。

## 第3節 各種委員会

第17条 各種委員会は各学級から選出された委員で構成し、委員長、副委員長を選出する。

## 第4節 ホームルーム（HR）

第18条 HRは本会を構成する基礎単位である。その活動を通して相互の親睦をはかり、充実した学園生活と社会性を養うことを目的とする。 第19条 HRに次の役員をおく。

- (1) HR長1名
- (2) 副HR長1名
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 各種委員
- (6) その他

第20条 各HRでHR役員を選出し、学校長がこれを任命する。

第21条 HR役員の任期は1学期、各種委員については1年とする。

## 第5節 部活動

第22条 部・クラブ活動に関する規定については内規にて別に定める。

## 第6節 選挙管理委員会

第23条 選挙管理委員会は各HRより選出された委員をもって構成し、本会の生徒会長選挙に関する一切を行う。

第24条 選挙管理委員会は、委員長（1名）、副委員長（1名）、書記（若干名）を置き、選挙管理委員より選出する。

第25条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- （1） 選挙に関する公示と諸事務
- （2） 選挙人名簿の作成      （3） 候補者の受付発表
- （4） 投票及び開票の管理
- （5） 選挙立会人の承認
- （6） 選挙運動の方法を定め、これらの管理
- （7） 当選人の確認及び当選者氏名の発表
- （8） その他、選挙に関すること第26条 選挙の期日は6月とする。

第27条 届け出期間は選挙の告示から原則として5日間とする。

第28条 立候補者の届け出は推薦人1名をもって所定の用紙に連署のうえ提出する。

第29条 候補者が1人の場合は信任投票を行う。

### 第3章 会計

第30条 本会の会費は定額とし、変更する場合は生徒総会によって定めることとする。

第31条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了とする。

### 第4章 会則の改正

第32条 本会会則の改正は、生徒総会により会員の3分の2以上の承認を必要とする。

附 則 6          本則は令和5年11月1日より施行する。